

個人所属セスナ式172Nラム型JA3825の
航空事故調査について
(経過報告)

令和3年6月24日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和2年7月19日、札幌飛行場を離陸した個人所属セスナ式172Nラム型JA3825が、北海道空知郡南富良野町の山腹に衝突した航空事故について、令和2年7月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、事実情報に関する情報の入手、原因の分析及び再発防止策の検討のために更に一定の時間を要する状況である。このため、本件調査については、本事故発生日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本報告の内容については、今後、新しい情報や状況が判明した場合に変更することがあり得る。

また、本調査は、本件航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、運輸安全委員会により、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 航空事故の概要

個人所属セスナ式172Nラム型JA3825は、令和2年7月19日（日）、札幌飛行場を離陸し、操縦訓練を行っていたところ、北海道空知郡南富良野町の山腹に衝突した。同機に搭乗していた2名が重傷を負った。機体は大破したが、火災は発生しなかった。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、航空事故として通報を受けて本事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。本調査には、事故機の設計・製造国であるアメリカ合衆国の代表が参加している。

現時点までに、事故現場の調査、関係者からの口述聴取、機体調査等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

当該機は、令和2年7月19日、機長及び訓練生の2名が搭乗し、操縦教官である機長が右操縦席に、操縦を担当する訓練生が左操縦席に着座し、10時50分ごろ、札幌飛行場を出発した。その後、北海道空知郡南富良野町付近にて操縦訓練を行っていた。

同機は、13時00分ごろ、山腹に衝突した。事故発生当時、操縦教官である機長が左操縦席、訓練生が後部座席に着座していた。

衝突後の同機の状況は、勾配約30度の斜面の林の中で、背面状態で機首を山側に向け尾部が樹木に支えられた状態であった。



図1 事故現場



図2 同機

(2) 死傷者

同機には、機長及び訓練生が搭乗しており、2名ともに重傷を負った。

(3) 航空機の損壊

大破

主な損傷部は、以下のとおり。

- ・ プロペラ取付部カバー： 前方から潰れて変形（図3参照）
- ・ 胴体： エンジン取付部と客室部の接合部の一部が破断（図4参照）
- ・ 主翼及び尾翼： 樹木との接触により、一部に変形、亀裂



図3 プロペラ取付カバー



図4 胴体

(4) 気象

事故現場から西北西約13kmの^{いくとら}幾寅で観測された13時00分における風は、東の風2.5m、事故現場から東南東約11kmの^{しんとく}新得で観測された13時00分における風は、北北東の風1.2mであった。

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、飛行解析及び訓練飛行の実施状況など、更なる事実確認や分析を行う必要がある。

運輸安全委員会は、引き続き、分析等によって得られた結果を踏まえて、本航空事故の原因等調査を進める。また、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う。